

平成二十八年「建国記念の日奉祝道民の集い」式典決議（案）

本日、ここに、平成二十八年、皇紀二千六百七十六年の建国記念の日を迎えるにあたり、我々は、神武天皇が国の基を定められた古の創業を偲び、その建国の精神と国柄を嘗々と守り伝え、光輝ある歴史を紡いできた先人の努力に対し、心からなる敬意と感謝の誠を表するものである。

新しさ年は混沌と危機の予兆の中で明けた。拡散するISの無差別テロ、錯雜きわまる中東の宗教的対立、露骨に海洋進出を目論む中国の南シナ海における人工島造成と軍事拠点化、突発した北朝鮮の核実験など、世界はいま先行き不透明な「大乱の時代」に入り込んだ。我が国の安全保障環境も一段と厳しさを増していると言わねばならない。

昨年の「平和安全法制」の成立は、この新たな時代の構造的な転換期を乗り切つて、くために必要不可欠な一步ではあったが、その成立過程で戦後日本の「国平和主義」の根深さ、異常性もまた露にならう。

現行憲法が制定されてすでに七十年。しかししながら敗戦とその後のGHQによる占領政策によって、国柄を無視し「日本弱体化」を目的として強要された憲法を、依然として後生大事に墨守してやまない悔りがたい、勢力が根強く存在する。

国会においては、戦後体制に潜む有形無形の課題を根本から正すための憲法改正論議が、まことに起りつつあるが、その動きは未だ鈍い。この時に当り、天皇室を核とする立憲国家、独立主権国家として個性と品位ある日本を再構築するため、憲法改正という戦後を画する大事業へ勇を鼓して立ち上がるべきである。その意志を明確にして、安倍政権の下、我々は今こそ国民的論議を高め、国会における二日も早い憲法改正発議を勝ち取り、憲法改正の国民投票実現に邁進すべき時である。

ここに我々は、神武建国の精神が国民に永続的に受け継がれてゆくよう、政府主催による奉祝行事の実施を強く求めるとともに、我が国の光輝ある歴史・伝統・文化に基づく、「強く誇りある国づくり」へ向けて、一層、尽力することを誓う。

本日、「建国記念の日奉祝道民の集い」式典に際し、右、決議する。

平成二十八年二月十一日